

業界ヒアリング資料 (プラスチック容器包装リサイクル推進協議会)

2025年 7 月

プラスチック容器包装のリサイクル 課題と対策

①容器包装の分別収集の現状：使用済物品等の回収体制の整備状況

容器包装リサイクル法によりプラスチック容器包装が分別収集・再商品化されている。全体の57%（R5年）がMRされ、うち27.8%が再商品化されたが、再生材等は品質が低く、供給量も少なく、高コストであるなどから、現状、産業用途で利用できる再生材はわずかで、再商品化義務を負う特定事業者が、再生材を利用するには、再生材の品質の高度化や供給量の改善、コストの低減などの取組み課題がある。そうした背景から、今回の再生材利用の義務化の対象となることで、再生材の供給に関する課題の克服に向けた技術開発等が進展することを期待する。なお、食品衛生法での再生材に対する厳格な衛生安全基準や、再生材の供給に向けた技術開発や活用の遅れ等により、対象から食品や医薬の容器包装を除外した措置は、適切な判断であり、プラ容器包装の特定事業者の団体として評価したい。

再生材義務化を進めるには、現行のプラ循環法等の運用を見直し、高度な再生材が供給できるリサイクルの高度化と社会実装に向けたリサイクル技術・ノウハウを活用し、動脈産業など関連事業者が連携するバリューチェーンづくりが課題である。

②再生材の分離・再利用の技術的可能性

分別収集したプラ容器包装を、形状・材質別に分離・選別する技術をはじめ、品質の良い再生材にリサイクルするための技術やノウハウは、存在している。それらの技術・ノウハウをどう活用するか、が課題である。

* EU、アジアなどで実装している高度な選別技術・しくみ（ソーティングセンター等）や、選別後の容リプラから異物等を除去する高精度の洗浄技術、さらには再生材の品質を改善・改良する加工技術・ノウハウなど、各種関連技術を実用化するために、再生材の質の向上と量の拡大に繋がる取組みを、動静脈連携を軸に、行政との協力も含めて、進めることが重要。

プラスチック容器包装のリサイクル 課題と対策

③現状の再生材利用量と将来に向けた拡大可能性 利用拡大に向けた業界の取組状況、今後の業界ロードマップ等

現在の利用量（PCR材由来）については、容器包装分野では、PETボトルや一部の食品トレイなどに使用実績がある。プラ容器包装の生産量は約350万トあり、生産系端材などを利用している事例もあるようだが、食品衛生法や薬機法などの規制もあり、PCR材由来の再生材の利用は量的に少ない。

しかし、容リプラを再商品化している事業者が、自社で再商品化したP E再生材を大手フィルムメーカーと連携して、フィルムにリサイクルし、プラ製の袋に商品化して販売をはじめた事例があり、再生材利用の新たな取組みとして注目されている。

さらに、容リプラ再生材を容器包装に利用する取組み事例も具体化している。例えば、容リプラの残渣であるPETトレイ類を洗浄し、優れた再生技術により、安全性を確認した再生材として事業化している事例がある。また、飲料用PETボトルキャップの水平リサイクルに取組む事例も関連事業者の連携で進められている。

こうした取組みに関連する動静脈事業者や自治体等の様々な連携で、再生材の利用が拡大していくことが想定される。

④再生資源利用促進製品の対象になることで、再生材の供給拡大や技術開発促進につながるか。

利用義務化は、今後の資源循環の進展のために必要な措置である。その一方で、義務化は、当面、目標の数値化などしほりかける規制ではなく、新たな市場の創出を促すしくみとし、インセンティブに繋がる制度とすることが重要。

また、転換期にある石油化学産業の構造改善の際には、循環型C R手法で得られた油化材を利用したリサイクル由来のバージン材のプラ再生材（R－V材）の生産を支えるために、川上分野との連携を実現する政策と実現への国の支援を求める。

プラスチック容器包装のリサイクル 課題と対策

⑤足切り基準（生産量又は販売量の要件）、スケジュールは問題ないか

足切り基準は、生産量または販売量の約60%の範囲をカバーすると想定していることから、妥当と考えるが、2030年など、施行後一定時間を経過した後、その成果等を踏まえて再検討することが望ましい。

E U型のような数量目標の設定は、海外再生材の輸入量の増加に繋がり、国内産の再生材の利用促進を停滞させ、プラ製品の需要の維持の面からも、国内再生材の利用拡大を進め、プラ再生材を有用な原材料として転換・活用していくことが必要。

⑥判断基準、計画・定期報告の内容は今後省令で規定していくが、現時点で留意すべき事項はあるか

利用義務化を進めていくには、需要先である動脈産業での利用拡大が必須であり、そのための動静脈の連携が欠かせない。そうした視点から制度設計を進めるとともに、循環型CRの活用など関連施策や事業者への支援などを、国が進めて頂きたい。

⑦その他、再生プラスチックの利用に関し考慮すべき事項について

- ・プラの資源循環を進めるには、プラ素材の基礎的な情報などについて市民・自治体への啓発による理解の深化が必須である。
- ・現行の容リシステムの課題とリサイクルの再生フローの考え方を下記に示す。

容リシステムの課題

- 1・自治体の分別収集では、廃棄物処理の効率化が主で、資源循環を進めるには、循環に適した収集に転換する必要がある。
- 2・再商品化事業者は、ベール選別の作業負荷が大きく、再生材の質の向上と量の拡大、コスト適正化が十分ではない。
- 3・現在のC Rは落札・受託量が低減しており、プラには資源循環しない手法であり、容リC R再生材の利用は期待できない。
- 4・現在の容リシステムは、実質的に処理の範疇であり、再生材の高度化は難しく、資源循環に転換するしくみが必要である。

PCR由来の再生材の選別から再生材までのフローの考え方

= プラ容器包装の循環のフロー <プラスチックのC Eの視点から>

: 収集 — 選別 — (洗浄) — 再生 = MR : 二次加工 = 二次加工技術の活用

= CR : 油化-ポリマー化、モノマー還元-ポリマー化

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会の概要

会員容リ法で、プラ容器包装の再商品化義務を負う特定事業者(プラ容器包装利用・容器製造)を中心に構している団体。
団体会員31：企業会員62 主要団体（石鹼洗剤、パン、乳業、冷凍食品、即席食品、清涼飲料、POフィルム、PE製品、
プラ食品容器、発泡スチロール、PETボトル。PETトレイ、プラエ連、プラ循環協、他）

容器包装リサイクル法に基づき、その他プラスチック製容器包装の、①あるべき再商品化システムの構築など、法の円滑な運用
②プラスチック容器包装のリデュース・環境配慮設計の推進、③関係各主体との相互理解と連携で普及・啓発を推進 などに取り組み、プラ容器包装の3Rを推進し、循環型社会を目指しています。

	2025年度目標	2023年度実績	
リデュース率	22%（累計）	22.1%	138,372トン(累計)
リサイクル率	60%以上 （従来の算定方式 46%）	69.5% （45.8%）	493,256トン

- ①自主行動計画の推進
- ②環境配慮設計推進：環境配慮基準策定、パッケージ事例検索システム実用化
- ③市民・自治体との意見交換
2012～2025年度、計31回 全国各地で開催
- ④各種実証試験・NEDO、経産省・環境省等PJ参画、
- ⑤3R推進団体連絡会活動・フォーラムや主体間連携等



レジ袋店頭回収・リサイクル実証
ボトル用プラキャップ店頭回収・リサイクル
欧州・韓国プラ・リサイクル視察団を派遣
福岡筑紫リサイクルループ推進協議会参画
PSモノマー還元の実証支援
機械ソーティングによる水平リサイクル実証
CPS実証でプラ容器の高度循環システム

2013年9月 HPに報告書
2015年3月 HPに報告書
2012年～19年まで 計5回
2022年5月リサイクル製品開発支援
2021年10月会員団体・企業参加で
2022年7月 選別リサイクル実証
2024年11月 SCとVチェーン構築

プラスチック容器包装の資源循環
2030宣言

2019年5月30日
プラスチック容器包装リサイクル推進協議会

© 2019 Plastic Packaging Recycling Council

參考資料

指定脱炭素化再生資源利用促進製品の選定について

- 脱炭素化再生資源として**再生プラスチック**を指定し、まずは**容器包装（食品（PETボトル以外）や医薬品を除く）**、**家電4品目**、**自動車**を対象として検討する。

<事務局案>

指定要件	容器包装	電気電子機器	自動車
①当該製品に脱炭素化再生資源を原材料として利用することによるその資源の採掘や資源を活用した原材料の製造に伴う二酸化炭素の排出量の削減効果が大きいこと。 （プラスチックを多く消費する業種）	プラスチック消費量が350万トンと大きく、再生プラスチックの利用による二酸化炭素の排出削減効果が大きい。	プラスチック消費量が130万トンと大きく、再生プラスチックの利用による二酸化炭素の排出削減効果が大きい。	プラスチック消費量が115万トンと大きく、再生プラスチックの利用による二酸化炭素の排出削減効果が大きい。
②技術的・経済的に当該製品に脱炭素化再生資源を原材料として利用できる状態にあるが、市場に任せていては利用されないこと。 1. 使用済物品の効率的な回収体制が整備されている。 2. 回収された使用済製品から得られた再生資源を分離・再利用することが可能。 3. 現状、再生資源の利用量が少ない。	1. 容器包装リサイクル法に基づく回収ルートが確立している。 2. 約75万トンがマテリアルリサイクルされており、再利用することが可能。 ※ 3. 現状、プラスチック製容器包装への利用は進んでいない。 ※食品（PETボトル除く）や医薬品については、食品衛生法や薬機法の制約があり、直ちに再生プラスチックを利用することは難しい。	1. 電気電子機器のうち、家電4品目については、家電リサイクル法に基づく回収ルートが確立している。 2. 14万トンの再生プラスチックが生産されており、再利用することが可能。 3. 現状、家電4品目への利用は1万トンに留まっている。	1. 自動車リサイクル法に基づき回収ルートが確立している。 2. バンパー等の部品は再利用が進んでいる。環境省の「自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム」において、再生プラスチックの利用可能性の向上に取り組んでいる。 3. 自動車に要求される安全性等の品質を満たした再生プラスチックの供給が進んでいないことを背景として、自動車への利用は進んでいない。
その他、考慮すべき事項	EUのPPWR（包装材と包装廃棄物に関する規則）は、2030年以降に再生プラスチックの使用率を包装種別ごとに義務化。		EUのELV規則案は、規則案発効から72ヶ月後に、新車生産に必要なプラスチックの25%以上（うち廃車由来で25%以上）で再生プラスチック利用を義務化。 ※欧州議会で20%（うち廃車由来15%）に引き下げの修正案提示。

生産量又は販売量の要件について（容器包装）

- 計画作成及び定期報告、勧告・命令の対象は、**生産量（製造発注を含む）又は販売量（輸入販売に限る）**が一定の要件に該当する事業者となる。要件を以下のとおり定めてはどうか。

＜事務局案＞

脱炭素化再生資源	指定脱炭素化再生資源利用促進製品	指定脱炭素化再生資源利用促進事業者	計画・定期報告に関する生産量又は販売量の要件	勧告・命令に関する生産量又は販売量の要件
再生プラスチック（使用済物品等又は副産物のうち有用なものの全部又は一部を 再生資源として利用することができる状態にすることにより得られたプラスチックをいう。 ）	プラスチック製の容器包装（商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもののうち、主としてプラスチック製のものをいい、主務省令で定めるものを除く。）	プラスチック製の容器包装（経済産業省令で定めるものに限る。）を製造する事業者 ・その事業の用に供するためにプラスチック製の 容器包装の製造を発注する事業者 ・プラスチック製の容器包装に入れられ、又はプラスチック製の容器包装で包まれた商品であって自ら輸入	一万トン	一万トン

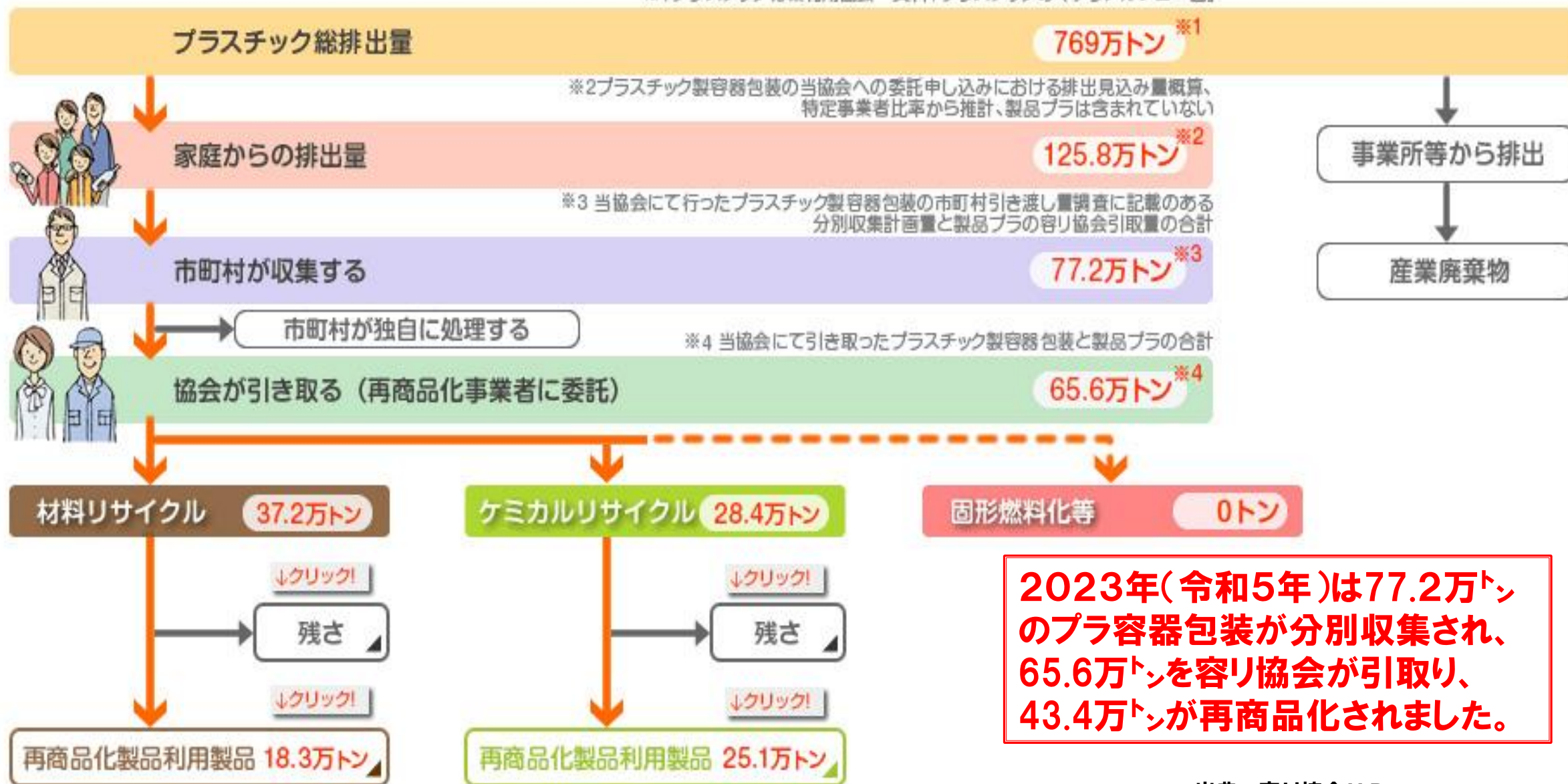
* P C R再生材の利用に際しては、再生材の品質、供給量、売価など産業材料として利用できる再生材を製造する技術や加工技術など、活用できる技術・ノウハウがある。それらを活用して、再生材の品質標準化、再生材の認証などを整備し、使える再生材の量と質の目標を示すなどの取組みが重要である。



プラスチック

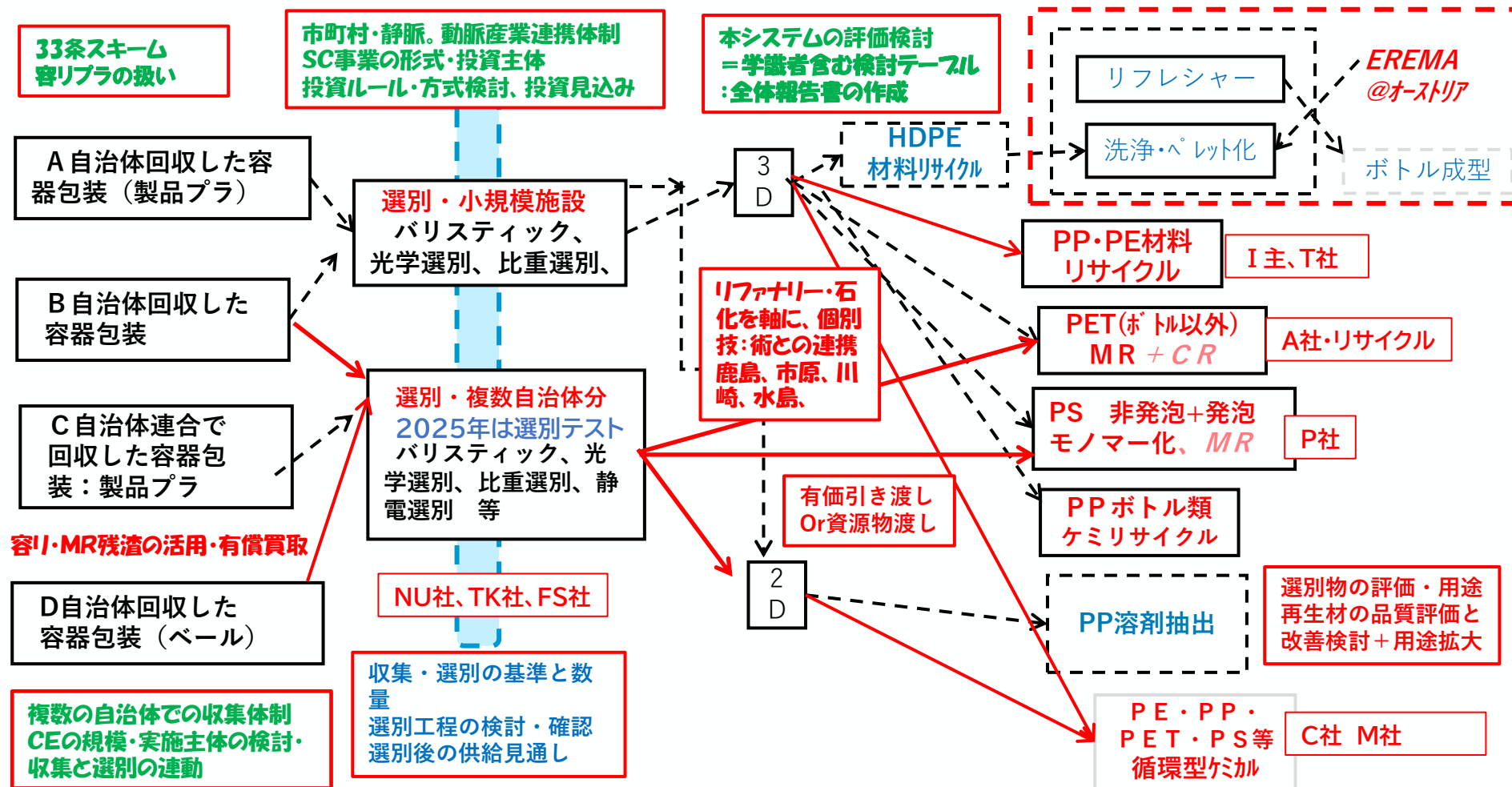
令和5年度データ

※1プラスチック循環利用協会 資料「プラスチックのマテリアルフロー図」



出典：容リ協会HP

ソーティングセンターを軸にしたバリューチェーン = 2025年・実証のイメージ



<経産省・実証事業> 革新的な選別技術を活用したプラスチック・ソーティングセンターを軸に、MR, CRなどのリサイクル技術を組み合わせ、水平リサイクルの実証可能性調査PJに参画、プラ循環法が目指すプラスチック・リサイクルの新たな循環システムの構築を目指しています。

出典：プラ協作成：C P s 検討資料